

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業 事業計画

### 1. 事業計画全体

排出事業者が処分の委託契約をした処分先まで特別管理産業廃棄物を収集運搬します。実際の業務は、排出事業者と文書による契約を結び、関係法令等を遵守し行います。廃棄物の処理状況については、マニフェスト伝票を使用して確認します。

扱う廃棄物の排出元としては、下記のように予定しています。

感染性産業廃棄物 ; 病院・医院等の医療機関より排出される感染性産業廃棄物

廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類); 各種試験・研究機関等から排出される廃試薬、  
装業から排出される廃シンナー等

廃酸(pH2.0 以下のもの); 水質分析部門のある食品加工業者などより排出される廃試薬等

廃アルカリ(pH12.5 以上のもの); 水質分析部門のある食品加工業者などより排出される  
廃試薬類

廃アルカリ(シアン化合物を含むもの); 病院・医院等の医療機関より排出される廃試薬。

汚泥(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの。);

クリーニング業者から排出される残さ等。

汚泥(ジクロロメタンを含むもの); 印刷業から排出される洗浄残さ。

汚泥(水銀又はその化合物を含むもの。); 病院等で使用された廃診療器具等から生じるもの等。

汚泥(鉛又はその化合物を含むもの。); 教育機関から排出される実験残さ物等。

汚泥(セレン又はその化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される試験残さ等。

汚泥(六価クロム化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される試験器具洗浄残さ等。

廃酸(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの。);

クリーニング業者から排出される廃液等。

廃酸(ジクロロメタンを含むもの。); 印刷業から排出される洗浄廃液。

廃酸(水銀又はその化合物を含むもの。); 自衛隊等から排出される廃試薬等。

廃酸(鉛又はその化合物を含むもの。); 電子部品製造業から排出される試験廃液等。

廃酸(セレン又はその化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される廃試薬等。

廃酸(六価クロム化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される試験器具洗浄廃液等。

廃アルカリ(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの。);

クリーニング業者から排出される廃液等。

廃アルカリ(ジクロロメタンを含むもの。); 印刷業から排出される洗浄廃液。

廃アルカリ(水銀またはその化合物を含むもの); 試験・研究機関等から排出される廃液等

廃アルカリ(鉛又はその化合物を含むもの); 電子部品製造業から排出される試験廃液等。

廃アルカリ(セレン又はその化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される廃試薬等。

廃アルカリ(六価クロム化合物を含むもの。); 食品加工業から排出される試験器具洗浄廃液等。

廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンを含むもの。);

クリーニング業者から排出される廃洗剤等。

廃油(ジクロロメタンを含むもの。); 印刷業から排出される廃洗浄剤等。

## 2. 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び運搬量等

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替保管場所 の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地
1	感染性産業 廃棄物	40t/月	固形状	病院・医院等の 医療機関	——	株式会社 DISPO. 帯広市西 20 条 北4丁目 2 番地
2	廃油 (揮発油類、 灯油類及び 軽油類)	0.5t/月	液状	各種試験・ 研究機関 (廃塗料用シンナーを 除く。アルコール類等)	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
				塗装業者 (廃塗料用シンナーに 限る。)	——	株式会社 DISPO. 帯広市西 20 条 北4丁目 2 番地
3	廃酸 (pH2.0 以下 のもの)	0.016 t/月	液状	食品加工業者	——	アサヒプリテック(株) 北広島市大曲 工業団地 6-2-11
4	廃アルカリ (pH12.5 以上 のもの)	0.015 t/月	液状	食品加工業者	——	アサヒプリテック(株) 北広島市大曲 工業団地 6-2-11
5	廃アルカリ (シアン化合物 を含むもの)	0.05 t/月	液状	病院・医院等の 医療機関	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
6	汚泥(トリクロ ロエチレンを含む もの)	0.2t/月	泥状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
7	汚泥(テトラクロ ロエチレンを含む もの)	0.2t/月	泥状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
8	汚泥(1,1,1-トリ クロロエタンを含 むもの)	0.2t/月	泥状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
9	汚泥(ジクロロメ タンを含むもの)	0.1t/月	泥状	印刷業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
10	汚泥(水銀また はその化合物を含 むもの)	0.001 t/月	泥状	病院・医院等の 医療機関	——	野村興産(株) イトム力鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
11	汚泥(鉛また はその化合物を含 むもの)	0.005 t/月	泥状	教育機関	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替保管場所 の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地
12	汚泥(セレンまたはその化合物を含むもの)	0.002 t/月	泥状	食品加工業者	——	野村興産(株) イトムカ鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
13	汚泥(六価クロム化合物を含むもの)	0.002 t/月	泥状	食品加工業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
14	廃酸(トリクロロエチレンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
15	廃酸(テトラクロロエチレンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
16	廃酸(1,1,1-トリクロロエタンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
17	廃酸(ジクロロメタンを含むもの)	0.05 t/月	液状	印刷業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
18	廃酸(水銀またはその化合物を含むもの)	0.005 t/月	液状	自衛隊	——	野村興産(株) イトムカ鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
19	廃酸(鉛またはその化合物を含むもの)	0.01 t/月	液状	電子部品製造業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
20	廃酸(セレンまたはその化合物を含むもの)	0.01 t/月	液状	食品加工業者	——	野村興産(株) イトムカ鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
21	廃酸(六価クロム化合物を含むもの)	0.1t/月	液状	食品加工業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
22	廃アルカリ(トリクロロエチレンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
23	廃アルカリ(テトラクロロエチレンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
24	廃アルカリ (1,1,1-トリクロロエタンを含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。

	特別管理 産業廃棄物 の種類	運搬量 (t/月)	性状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替保管場所 の所在地	予定運搬先の名称 及び所在地
25	廃アルカリ(ジクロロメタンを含むもの)	0.05 t/月	液状	印刷業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
26	廃アルカリ(水銀またはその化合物を含むもの)	0.01 t/月	液状	試験・研究機関	——	野村興産(株) イトムカ鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
27	廃アルカリ(鉛またはその化合物を含むもの)	0.01 t/月	液状	電子部品製造業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
28	廃アルカリ(セレンまたはその化合物を含むもの)	0.01 t/月	液状	食品加工業	——	野村興産(株) イトムカ鉱業所 北見市留辺薬町 富士見 217 番地 1
29	廃アルカリ(六価 クロム化合物 を含むもの)	0.01 t/月	液状	食品加工業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
30	廃油(トリクロロ エチレンを含む もの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
31	廃油(テトラクロ ロエチレンを含 むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
32	廃油(1,1,1-トリ クロロエタンを 含むもの)	0.1t/月	液状	クリーニング業者	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。
33	廃油(ジクロロメ タンを含むもの)	0.05 t/月	液状	印刷業	——	別紙「処理フロー図」 を参照ください。

### 3. 運搬施設の概要

#### (1) 運搬車両一覧

	車体の形状	車両番号	最大積載量(kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバー	帯広 11 つ 6	2,350	(株)DISPO.	——
2	バン	帯広 400 す 1804	750	(株)DISPO.	——
3	冷蔵冷凍車	帯広 800 さ 3079	2,600	(株)DISPO.	——
4	冷蔵冷凍車	帯広 800 さ 4799	1,750	(株)DISPO.	——

事務所の所在地 北海道帯広市西 20 条北 4 丁目 2 番地

駐車場の所在地 北海道帯広市西 20 条北 4 丁目 1-1、1-3

#### (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
医療廃棄物用 ポリ容器	感染性産業廃棄物用	20ℓまたは50ℓ	——
医療廃棄物用 ダンボール容器 (ポリ内袋付)	感染性産業廃棄物 (鋭利なもの以外)用	40ℓまたは70ℓ	——
アドヴィア 60 タイムパック試薬用容器	廃アルカリ (シアン化合物を含む。)用	4.2ℓ	——
金属製一斗缶	廃油用	20ℓ	——
高密度ポリエチレン製容器	廃酸・廃アルカリ	20ℓ	——
金属製ペール缶	汚泥用	20ℓ	——

#### (3) 積替え又は保管施設の概要 該当する保管施設なし。

4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日)

4-1. 車両毎の用途

各車両につき該当する用途を「○」で示す。

	日野 KK-FC3JJDA 帯広 800 さ 3079	トヨタ KB-CM51 帯広 400 す 1804	UDトラック TKG-MK38C 帯広 800 さ 4799	ニッサンディーゼル U-MK210KN 帯広 11 つ 6
	冷蔵冷凍車	バン	冷蔵冷凍車	キャブオーバ
感染性産業廃棄物	○		○	
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	○	○	○	○
廃油(有害物を含むもの)	○	○	○	
廃酸(pH2.0 以下のもの、又は有害物を含むもの。)	○	○	○	
廃アルカリ(pH12.5 以上のもの、又は有害物を含むもの。)	○	○	○	
汚泥(有害物を含むもの。)	○	○	○	

4-2. 収集運搬を行う時間

午前8時から午後 17 時 30 分

4-3. 休業日

毎週日曜日

## 5. 環境保全措置の概要

(運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。)

### (1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

- ・別表1「環境保全措置」を参照下さい。
- ・有害物を含む廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥については下の写真に示すような方法により、廃棄物の漏洩対策を施します。

有害物を含む廃酸、廃アルカリ、廃油、汚泥の漏洩対策



ポリプロピレン製のボックスに廃棄物の入った容器を収納した状態で運搬を行う

### (2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

該当する保管施設なし。

### (3) その他

なし。

別表1 環境保全措置

運搬する特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類、又は有害物を含むもの。)	廃酸 (pH2.0以下のもの、又は有害物を含むもの。)
飛散、流出、悪臭発生防止措置	容器の蓋を確実に閉じる。 冷蔵冷凍車の荷室による。	容器の蓋を確実に閉じる。 冷蔵冷凍車、バン型車の場合は箱型の荷室による。	容器の蓋を確実に閉じる。 冷蔵冷凍車、バン型車の場合は箱型の荷室による。
火災及び爆発防止措置 (廃油等)	——	金属製の一斗缶に収納し、缶の蓋を確実に閉じて運搬する。	——
温度管理の方法 (感染性産業廃棄物)	荷室の保冷機能による。	——	——
腐食防止措置 (廃油、廃酸、廃アルカリ)	——	金属製の一斗缶に収納し、缶の蓋を確実に閉じて運搬する。	耐食性のある高密度ポリエチレン製の容器に収納して運搬する。
感染防止措置 (感染性産業廃棄物)	密閉性のあるダンボール容器、ポリ容器を使用し、鋭利なものについては、ポリ容器を使用して運搬する。	——	——
他の廃棄物等との混合防止措置	他の廃棄物との混載をしない	他の廃棄物との混載をしない	他の廃棄物との混載をしない

運搬する特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ (pH12.5以上のもの、又は有害物を含むもの。)	汚泥 (有害物を含むもの。)
飛散、流出、悪臭発生防止措置	容器の蓋を確実に閉じる。 冷蔵冷凍車、バン型車の場合は箱型の荷室による。	容器の蓋を確実に閉じる。 冷蔵冷凍車、バン型車の場合は箱型の荷室による。
火災及び爆発防止措置 (廃油等)	——	金属製のペール缶に収納し、缶の蓋を確実に閉じて運搬する。
腐食防止措置 (廃油、廃酸、廃アルカリ)	耐食性のある高密度ポリエチレン製の容器に収納して運搬する。シアン化合物を含むものについては、塩化ビニール製の専用容器(アドヴィア 60)に収納して運搬する。	金属製のペール缶に収納し、缶の蓋を確実に閉じて運搬する。
他の廃棄物等との混合防止措置	他の廃棄物との混載をしない	他の廃棄物との混載をしない

【 処理フロー図 】

特別管理産業廃棄物の種類		(株)DISPO.の予定運搬先
感染性産業廃棄物		(株)DISPO. 特別管理産業廃棄物 処分業許可 北海道
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	廃塗料用シンナーに限る。	(株)アサヒブリテック 札幌営業所 北広島市大曲工業団地 6-2-11  特別管理産業廃棄物 処分業許可 北海道 第00170000503号
廃酸(pH2.0以下のもの)		
廃アルカリ(pH12.5以上のもの)		野村興産(株) イトム力鉱業所 北見市留辺薬町 富士見217番地1  特別管理産業廃棄物 処分業許可 北海道 第00190004746号
汚泥	水銀またはその化合物を含むもの セレンまたはその化合物を含むもの	
廃酸	水銀またはその化合物を含むもの セレンまたはその化合物を含むもの	
廃アルカリ	水銀またはその化合物を含むもの セレンまたはその化合物を含むもの	
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	廃塗料用シンナーを除く。	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (株)アサヒブリテック 札幌営業所 北広島市大曲工業団地 6丁目2番11  特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可 北海道 第0016000503号                 </div> <div style="text-align: center;">                     2次運搬  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">                     (株)アサヒブリテック 北九州事業所 北九州市門司区新門司 三丁目81番5  特別管理産業廃棄物 収集運搬業許可 北九州市 第0766000503号                 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>2次運搬</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;">                         中間処理                     </div> <p>(株)アサヒブリテック 北九州事業所 北九州市門司区新門司 三丁目81番5</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【補足説明】</p> <p>○該当する特別管理産業廃棄物について(株)DISPO.が(株)アサヒブリテック 札幌営業所の積替保管場所に運搬。</p> <p>○2次運搬者である(株)アサヒブリテックが、(株)アサヒブリテック北九州事業所まで運搬し、そこで中間処理を行います。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;">                 特別管理産業廃棄物 処分業許可 北九州市 第0767000503号             </div>
汚泥	トリクロロエチレンを含むもの	
	テトラクロロエチレンを含むもの	
	1,1,1-トリクロロエタンを含むもの	
	ジクロロメタンを含むもの	
	鉛またはその化合物を含むもの	
廃酸	六価クロムを含むもの	
	トリクロロエチレンを含むもの	
	テトラクロロエチレンを含むもの	
	1,1,1-トリクロロエタンを含むもの	
	ジクロロメタンを含むもの	
廃アルカリ	鉛またはその化合物を含むもの	
	六価クロムを含むもの	
	シアン化合物を含むもの	
	トリクロロエチレンを含むもの	
	テトラクロロエチレンを含むもの	
廃油	1,1,1-トリクロロエタンを含むもの	
	ジクロロメタンを含むもの	
	トリクロロエチレンを含むもの	
	テトラクロロエチレンを含むもの	